

「徳島県高等学校教育改革実行計画(仮称)」策定等支援業務公募型 プロポーザル募集要項

1 目 的

徳島県では、国が策定した「高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)」を踏まえ、知事部局、地域、大学及び産業界と連携・協働し、実効性の高い「徳島県高等学校教育改革実行計画(仮称)」を策定することとしている。

本計画では、専門高校の機能強化・高度化、普通科改革を通じた特色化・魅力化、地理的アクセス・多様な学びの確保を通じた高校教育の転換により、県内の高校が、将来の労働市場や地域経済を支える「イノベーションを興す力を底上げする起点」としての役割も果たすことを目指している。

本業務は、県内の高校において高校教育改革の取組を円滑かつ効果的に推進するため、本計画の策定を専門的知見から支援するとともに、第三者的な視点から県教育委員会と学校現場の間を連絡・調整するコーディネート機能を担うことを目的として業務委託を行うものである。

2 業務概要

(1) 業 務 名 「徳島県高等学校教育改革実行計画(仮称)」策定等支援業務

(2) 選 定 方 式 公募型プロポーザル

(3) 業務実施形態 委託業務

(4) 業 務 内 容

- ① 現状分析・課題整理・意向の把握
- ② データ分析に基づく最適な高等学校の規模・配置に関するシミュレーション
- ③ 「徳島県高等学校教育改革実行計画(仮称)」素案の作成及びプロセス支援
- ④ 県民意見募集(パブリックコメント)の反映及び概要版の作成
- ⑤ 改革先導拠点の取組支援及び全体統括

※詳しくは、「徳島県高等学校教育改革実行計画(仮称)策定等支援業務仕様書」によるものとする。

(5) 業 務 期 間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

(6) 見積上限価格

見積上限価格は、5,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

※上記金額は、見積上限価格であって契約額ではない。

(7) スケジュール

日 程		内 容
令和 8 年	8 月 4 日 (火)	募集の公告及び募集要項の公表
	8 月 13 日 (木)	質問書の提出締切
	8 月 18 日 (火)	質問への回答期限
	8 月 20 日 (木)	参加申込書の提出締切
	8 月 28 日 (金)	企画提案書の提出締切
	9 月 上旬	企画提案選定委員会
	9 月 上旬	選定結果通知 (書面) ・契約締結準備

※スケジュールは前後する場合がある。スケジュールの変更については、県ホームページにて周知する。

※企画提案選定委員会の開催日については、別途、参加者へ連絡する。

3 応募に関する条件等

次の全ての要件を満たす法人又は法人以外の団体であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであることを条件とする。

- ① 提案事項を的確に遂行できる能力を有する者
- ② 過去3年の間に、国または地方公共団体等が発注する同種又は類似業務の受託実績があること
- ③ 法人等及びその代表者が次の事項に該当しない者
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
 - イ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっている者
 - ウ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統治下にある団体
 - エ 民事再生法(平成11年法律第255号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
 - オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)
 - カ 破産法(平成16年法律第75条)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)
 - キ 法人税、法人事業税、法人県民税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者
 - ク 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
 - ケ 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

- a 破産者で復権を得ない者
- b 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から2年を経過しない者
- コ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当で無いと認められる者
- ④ 共同企業体（JV）で参加しようとする場合は、代表者、構成員ともに上記の資格要件を満たすこと。なお、構成員として参加する場合、同時に単独での参加はできない。

4 応募方法

（１） 応募書類等の提出先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
 徳島県教育委員会 教育創生課 魅力創生担当
 電 話 (088) 621-3154
 ファクシミリ (088) 621-2880
 E-mail kyouikusouseika@pref.tokushima.lg.jp

（２） 参加申込書の提出

当プロポーザルへの参加を希望する者は、次の表－1に示す提出書類（各1部）を提出すること。

表－1

提出書類	様式
参加申込書	第1号
参加者の概要	第2号
法人登記簿謄本【写し可】 （法人格を有しない場合は、これに類するもの）	
定款又は寄付行為【写し可】 （法人格を有しない場合は、これに類するもの）	
直近の決算又はこれに類するもの	

① 提出方法

持参、郵送（郵便、宅配便等）又は電子メールによることとし、郵送の場合は、簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で送付すること。また、電子メールの場合は、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

なお、郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

② 提出期限

令和8年8月20日（木）午後5時まで（必着）

③ 参加辞退

参加申込書の提出後に当プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和8年8月28日（金）午後5時まで（必着）に、辞退届（様式第6号）を提出すること。

(3) 企画提案書の提出

次の表－２に示す提出書類を提出すること。任意様式の書類については、原則としてＡ４（Ａ３折り込み頁の挿入可。）とし、文字の大きさや見やすさに留意して作成すること。

提出部数は、正本１部、副本５部とし、正本については、製本せず、着脱可能なクリップ等でまとめること。

なお、業務計画書については、様式第４号によらず、任意様式で作成することを可とするが、その場合は収支計画の内容を含め、「業務計画書」であることを明記して作成すること。

提出された企画提案書の記載内容の変更及び追加については、原則として認めない。

表－２

提出書類	様式
企画提案書	第３号
業務計画書	第４号 または 任意様式
参加者の概要が分かる資料（パンフレット等）	任意様式

① 提出方法

持参又は郵送（郵便、宅配便等）とし、郵送の場合は、簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で送付すること。

なお、郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

② 提出期限

令和８年８月２８日（金）午後５時まで（必着）

(4) 質問及び回答

質問は、質問書（様式第５号）により行うものとする。

なお、原則として当該業務に係る条件や提案書提出手続きに関する事項に限るものとし、審査に関する内容については受け付けない。

① 提出方法

電子メール又はファクシミリにより送付するものとする。

なお、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

② 提出期限

令和８年８月１３日（木）午後５時まで（必着）

③ 質問への回答

質問内容については、電子メール又はファクシミリにより回答するとともに、令和８年８月１８日（火）までに、県ホームページにも掲載する。

5 事業者の選定

県は、企画提案選定委員会を設置し、プレゼンテーションを伴う企画提案書の審査を行い、別表「評価項目及び評価基準」に基づき、事業者を選定する。なお、応募者が多数（5者以上等）の場合は、事前に書類審査による第1次審査を行い、その上位者（概ね4者）に対してプレゼンテーション審査を実施することがある。

（1） 企画提案選定委員会の開催

- ・令和8年9月上旬にオンラインでの開催を予定しており、日時及び場所等については、応募者へ別途通知する。
- ・企画提案選定委員会を欠席した応募者は、当プロポーザルを辞退したものとみなす。

（2） 企画提案選定委員会の概要

- ・審査会場（オンライン）への入室は、各応募者あたり2名までとする。
- ・応募者は15分以内でプレゼンテーションを行い、その後、企画提案選定委員が質疑を行う。
- ・プレゼンテーション審査において、事前に提出された企画提案書に記載していない提案内容を追加することは認めない。
- ・質疑に対しては、その場で応答するものとし、審査終了後の回答や説明資料の提出は認めない。

（3） 事業者の選定

- ・企画提案選定委員会は、企画提案選定委員の評価に基づく総合得点が最も高い応募者を選定事業者とし、県に報告する。
- ・総合得点が最も高い応募者が複数ある場合は、選定委員会の意見を踏まえ、選定事業者を決定する。
- ・応募者が1者のみの場合は、選定委員会の意見を踏まえ、総合的に適否の判断を行う。

※ ただし、評価基準の合計点の平均が60点以上でなければならない。

（4） 選定結果の通知

- ・選定結果は、辞退者を除く応募者全てに対して文書によって通知するとともに、県ホームページにて公表する。

6 契約締結

（1） 契約手続

業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として県と契約予定者が協議を行い決定し、改めて事業計画書及び見積書を徴して契約を締結する。

（2） 契約概要

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とする。

（3） 契約金額

選定事業者の見積価格とする。

7 留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、参加申込書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとします。

(2) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い・著作権

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本事業において、公表及びその他県が必要と認めるときには、県は選定事業者の確認を得た上で、選定事業者の提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。契約に至らなかった応募者の提出書類については、本事業の客観的評価の公表以外に使用しない。

なお、提出書類は返却しない。

(4) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(5) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

(6) 失格・無効要件

以下に該当する場合は、その応募者は失格・無効となることがある。

ア 各法令等に適合しないことが判明した場合

イ 提案価格が募集要項で示す見積上限価格を超過している場合

ウ 民法第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

エ 同一の応募者が二つ以上の提案書を提出した場合、または発表済の内容と酷似した提案を行った場合

オ 競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について相談を行った場合、または意図的に開示した場合

カ 審査委員への接触等の不当な要求を求めた場合

キ 参加資格要件を満たさない場合や、虚偽の記載がある場合

8 担当窓口

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県教育委員会 教育創生課 魅力創生担当

電話 (088) 621-3154

ファクシミリ (088) 621-2880

E-mail kyouikusouseika@pref.tokushima.lg.jp

(別 表)

評価項目及び評価基準

次の１から４の評価項目及び評価基準点で実施し、評価点を算出する。
委員１人当たりの持ち点は１００点とする。

１ 業務内容の理解度に関する評価

視点	事業の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案がなされているか。	評価基準点				
評価項目		優秀	やや優秀	普通	やや劣る	劣る
(1)	本業務の目的を正確に理解し、国の「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を的確に把握した上で、本県における高校教育が抱える具体的な課題等を効果的に連動させた提案となっているか。	２０	１６	１２	８	４
小 計		／ ２０点				

２ 提案内容の実効性に関する評価

視点	提案内容が具体的で説得力があり、成果が期待されるものであるか。	評価基準点				
評価項目		優秀	やや優秀	普通	やや劣る	劣る
(1)	高校教育改革の方向性や将来ビジョンの提案が、国の「基本方針（グランドデザイン）」及び「策定の手引き」を踏まえたものとなっており、実行計画（素案・概要版）の作成や改革先導拠点校の取組の普及に向け、具体的かつ現実的に実行可能な道筋が示されているか。	２５	２０	１５	１０	５
(2)	仕様書に示された内容以外に独自の提案がされており、その独自提案の内容は、業務効果を高めるために有効なものであるか。	１５	１２	９	６	３
小 計		／ ４０点				

３ 業務遂行の確実性に関する評価

視点	業務を確実に遂行できる体制及び実績があるか。	評価基準点				
評価項目		優秀	やや優秀	普通	やや劣る	劣る
(1)	教育分野における計画策定支援、調査分析、コンサルティング等の業務実績とその内容及び成果は十分か。	１５	１２	９	６	３
(2)	適切な責任者が配置され、十分な権限と責任を持つ組織体制か。また提示された日程・作業手順は、業務を効率的に遂行できる合理的なものか。	１５	１２	９	６	３
小 計		／ ３０点				

４ 経費の妥当性に関する評価

視点	経費の収支計画が企画提案の内容に対し、適切なものであるか。					
評価項目		評価基準点				
		優秀	やや 優秀	普通	やや 劣る	劣る
(1)	見積金額の算定根拠が正確に示されており、提案された業務内容や作業量と見積金額との間に十分な整合性があるか。	5	4	3	2	1
(2)	収支計画の見積は安価であるか。	配点		5		
小 計		／ 10点				

合 計		／ １００点				
-----	--	--------	--	--	--	--

(別 紙)

収支計画の採点方法

提案額に差がある場合は、得点差を付けることが妥当であるため、5段階評価をせずに、次の計算方法により得点を付ける。（評価項目4経費の妥当性に関する評価の（2））

＜計算方法＞

- 1 見積上限価格内で、最低額での提案があった応募者を5点とする。
また、応募者が1者であった場合は、見積上限価格内であれば5点とする。
- 2 その他の応募者については、次の計算式で得た得点とする。

$$\text{配点（5点）} = \text{配点} \times \frac{\text{提案額} - \text{最低提案額}}{\text{見積上限価格}} \quad ※\text{小数点第一位を四捨五入}$$